

第1章

超音波専門医とは

I. 超音波専門医とは

超音波専門医とは超音波を用いた医療全般についての高度な知識と技術を身に付け、超音波を用いた診療（検査、治療）に指導的な立場で従事することのできる、以下の要件を満たす医師をいう。

- 1) 超音波を用いた医療を行う医師としてふさわしい人格を有している。
- 2) 超音波を用いた医療についての研究・発表を行うことができる。
- 3) 超音波を用いた医療について適切な助言、指導、教育を行うことができる。
- 4) 以下の全領域にわたり、超音波を用いた医療について基礎的な知識・技術（必修知識・技術）を習得している。

- ア) 循環器
- イ) 消化器
- ウ) 腎・泌尿器
- エ) 産婦人科
- オ) 乳腺
- カ) 甲状腺
- キ) 眼科
- ク) 運動器
- ケ) 脳神経
- コ) 呼吸器

本カリキュラムは超音波専門医が身に付けるべき知識・技術について具体的な目標を定めたものである。

第2章（超音波専門医の必修知識・技術）、第3章（医用超音波工学の基礎）、第4章（臨床超音波医学の基礎）まではすべての超音波専門医が到達すべき目標を定めている。

さらに第5章（循環器）、第6章（消化器）、第7章（腎・泌尿器）、第8章（産婦人科）、第9章（乳腺）、第10章（甲状腺）、第11章（眼科）、第12章（運動器）、第13章（脳神経）、第14章（呼吸器）、第15章（総合）の中から領域を選択して該当領域のより高度な知識・技術を身に着けることが求められる。